

松戸市新焼却施設処理方式等検討会 設置要綱

(設置)

第1条 新焼却施設の処理方式について検討するにあたり、各界の有識者から意見を聴くため、松戸市新焼却施設処理方式等検討会（以下、「検討会」という。）を置く。

(参加者への依頼事項)

第2条 検討会参加者は次に掲げる事項を行う。

- (1) 新焼却施設の処理方式に係る技術を検討するにあたり、意見を述べること。
- (2) 新焼却施設の処理方式の評価方法等を検討するにあたり、意見を述べること。
- (3) 新焼却施設の排ガス等の排出基準等を検討するにあたり、意見を述べること。
- (4) その他、新焼却施設の処理方式及び排ガス等の排出基準等の検討に必要な事項について、意見を述べること。

(組織)

第3条 検討会は、参加者5人をもって組織する。

(参加者)

第4条 参加者は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会議)

第5条 検討会は、必要に応じて市長が開催する。

2 検討会に欠席する参加者は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開の方法等)

第6条 会議の公開の方法等については、審議会等の会議の公開に関する要綱の例による。

(会議録の作成)

第7条 会議録の作成については、審議会等の会議の公開に関する要綱の例による。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、松戸市環境部清掃施設整備課が処理する。

附 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。